

令和8年度特別区民税・都民税・森林環境税について（変更）

特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税額が決定しましたので、「税額決定・納税通知書」をお送りします。

※以下の内容は、令和8年度の説明となります。

※令和7年度相当分以前の納税通知書については、控除等の内容が一部異なる場合があります。詳細は港区ホームページをご確認ください。

1 住民税・森林環境税のあらまし

【港区で課税される人】

令和8年1月1日現在

①港区内に住所がある人…均等割額、所得割額及び森林環境税額の合計額が課税されます。

②港区内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人…均等割額のみ課税されます。

※令和6年度相当分以降、①の場合、森林環境税額を含みます。②の場合、森林環境税額は含まれません。

※1月2日以降に港区外へ転出した人についても、令和8年度分の住民税は港区に納めていただきます。転出先の区市町村で令和8年度の住民税を二重に課税されることはありません。

【住民税の均等割と所得割】

住民税は、「均等割」と「所得割」から成ります。これらを合算し、森林環境税額を足した税額が年税額となります。

①均等割…前年中に一定以上の所得金額がある場合、一律に課される税。年4,000円（特別区民税3,000円、都民税1,000円）です。

※平成26年度相当分から令和5年度相当分までは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、均等割額が年5,000円（特別区民税3,500円、都民税1,500円）です。

②所得割…前年の所得金額に応じて課される税。

【森林環境税】

年1,000円です。詳しくは7ページ「6 森林環境税」をご覧ください。

【所得金額とは】

所得金額＝収入金額（令和7年1月～12月に確定した収入金額）－必要経費等（収入を得るために要した費用）

ただし、給与及び公的年金収入については、所定の計算方法により算出された金額が所得金額になります。

2 課税・納付の方法

年税額は、前年中（令和7年1月～12月）の所得をもとに算出しており、次の（1）～（3）の方法で納めていただきます。ただし、前年中に複数の所得がある人は、（1）と（2）の2つの方法を併用して納めていただく場合があります。また、退職・休職した人、給与からの特別徴収へ切り替えとなる人、公的年金からの特別徴収の対象外になる人等は年度の途中で納付方法が変わることがあります。

（1）個人で納める人（普通徴収）

年税額を4回の納期に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。詳しくは8ページ「◇納付方法」をご覧ください。

◇令和8年度納期限

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	8月31日	11月2日	令和9年2月1日

※第5期（納期限は令和9年3月31日）を設定する場合があります。

※口座振替で全期を選択した場合は、第1期で年税額の全額が引き落としになります。

（2）給与から差し引かれる人（給与からの特別徴収）

年税額を令和8年6月から令和9年5月までの12回に分けて、お勤め先の給与から差し引きます。

（3）年金から差し引かれる人（年金からの特別徴収）

4月1日現在65歳以上の人は、公的年金から年税額を令和8年4月から令和9年2月までの6回に分けて差し引きます。なお、年金からの特別徴収1年目の場合は、（1）の方法により、当年度の住民税額の2分の1に相当する額を第1、2期分で納めていただき、残りの税額を10月、12月、翌年2月の公的年金から差し引きます。

ただし、次の①～⑥に該当する人は年金特別徴収の対象となりません。

①令和8年3月31日までに港区から既に転出している人、死亡している人 ②公的年金の年額が18万円未満の人

③港区で介護保険料を公的年金から特別徴収されていない人 ④特別徴収となる税額が公的年金の金額を超えている人

⑤口座振替を申し込んでいる人 ⑥公的年金以外の所得のある人

3 所得控除

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除に該当するかは、当該相当年度の前年12月31日の現況により判断します。当該相当年度の前年中に死亡した場合は、死亡した日の現況により判断します。年齢の要件に該当するかは、当該相当年度の1月1日時点の年齢により判断します。

控除項目	対象（相当年度の前年中に支払いあるいは発生したもの）	控除額
雑損控除	災害や盗難などで住宅家財等に受けた損害	次のいずれか多い金額 イ（損害額－保険金等による補てん額） －総所得金額等の10% ロ 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除 （右のいずれかのみ適用）	本人又は生計を一にする親族のために負担した医療費	総所得金額等の5%又は10万円を超える額（限度額200万円）
	セルフメディケーション税制の適用を受けた場合の特定一般用医薬品等購入費	12,000円を超える額（限度額88,000円）
社会保険料控除	本人又は生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料等	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払った金額

控除項目		支払った保険料等の金額	控除額	
生命保険料控除	①一般分	イ 新契約の保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料全額
			12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円
			32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円
			56,001円以上	一律28,000円
		ロ 旧契約の保険料だけの場合	15,000円以下	支払保険料全額
			15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円
	40,001円～70,000円		支払保険料×4分の1+17,500円	
	ハ イとロがある場合		新契約についてイにより求めた控除額+旧契約についてロにより求めた控除額（上限28,000円）※	
	※ロの控除額が28,000円を超えるときは、ハの控除額にかかわらず、ロの控除額とする（上限35,000円）。			
	②個人年金分	イ 新契約の保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料全額
			12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円
			32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円
56,001円以上			一律28,000円	
ロ 旧契約の保険料だけの場合		15,000円以下	支払保険料全額	
		15,001円～40,000円	支払保険料×2分の1+7,500円	
	40,001円～70,000円	支払保険料×4分の1+17,500円		
ハ イとロがある場合		新契約についてイにより求めた控除額+旧契約についてロにより求めた控除額（上限28,000円）※		
※ロの控除額が28,000円を超えるときは、ハの控除額にかかわらず、ロの控除額とする（上限35,000円）。				
③介護医療分	新契約のみ	12,000円以下	支払保険料全額	
		12,001円～32,000円	支払保険料×2分の1+6,000円	
		32,001円～56,000円	支払保険料×4分の1+14,000円	
		56,001円以上	一律28,000円	
④実際の控除額	①+②+③（上限70,000円） 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結されたもので、一定のものをいいます。 新契約とは、平成24年1月1日以後に締結されたもので、一定のものをいいます。			

控除項目	支払った保険料の金額	控除額	
地震保険料控除	①地震保険のみの場合	支払保険料×2分の1（上限25,000円）	
	②旧長期損害保険契約のみの場合	5,000円以下	支払保険料全額
		5,001円～15,000円	支払保険料×2分の1+2,500円
③④がある場合	15,001円以上	一律10,000円	
⑤と⑥がある場合		それぞれの控除額の合計額（上限25,000円）	

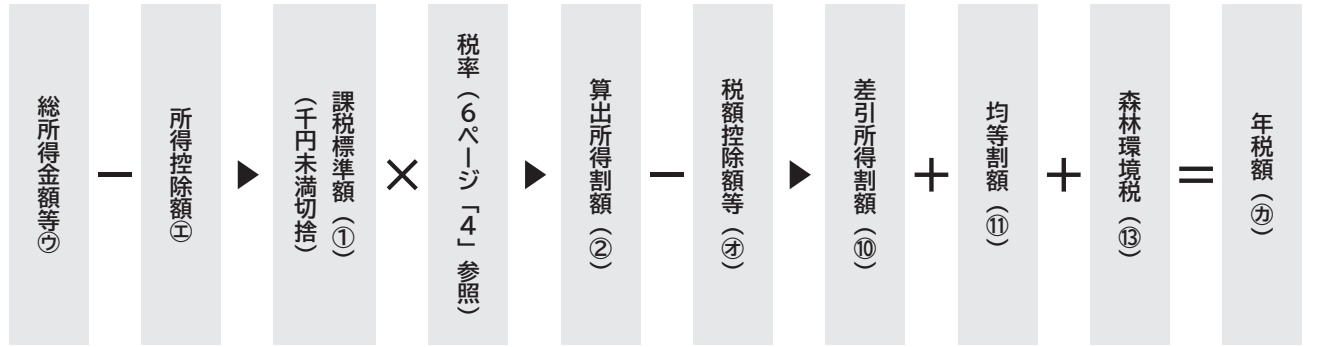
控除項目	対象	控除額
障害者控除（普通障害者）	本人若しくは扶養親族等が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人、又は障害者として区市町村長の認定を受けている人	26万円
障害者控除（特別障害者）	上記のうち身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の重度障害者の人、又は特別障害者として区市町村長の認定を受けている人	30万円
同居特別障害 扶養者加算	控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者で同居の場合、控除額を加算	23万円を加算
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、次のイ又はロに当てはまる人（ひとり親に当てはまる人を除く） イ 夫と離婚後、婚姻（事実婚を含む）しておらず、扶養親族を有する人 ロ 夫と死別後、婚姻（事実婚を含む）していない、又は夫の生死が明らかでない人	26万円
ひとり親控除	次のすべてに当てはまる人 ・現に婚姻（事実婚を含む）していない、又は配偶者の生死が明らかでない人 ・合計所得金額500万円以下の人 ・生計を一にする子（総所得金額等58万円以下で他の人の扶養親族又は同一生計配偶者になっていない子）を有する人	30万円
勤労学生控除	一定の学校の生徒等で勤労に基づく所得があり、合計所得金額が85万円以下で、かつ勤労に基づかない所得が10万円以下	26万円

控除項目	適用条件等	控除額					
		納税義務者本人の合計所得金額					
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超		
配偶者控除	控除対象配偶者	昭和31年1月2日以降生まれ	合計所得金額58万円以下の配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
	老人控除対象配偶者	昭和31年1月1日以前生まれ		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合に、その配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除	配偶者の合計所得金額					
		58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円				
		133万円超	0円				
扶養控除	一般扶養親族	以下に当てはまらない人	33万円				
	特定扶養親族	合計所得金額58万円以下の扶養親族にかかる控除	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ				
	老人扶養親族		昭和31年1月1日以前生まれ				
	同居老親等扶養親族		同居直系尊属の老人扶養親族				
	年少扶養親族		平成22年1月2日～令和7年12月31日生まれ				
基礎控除	納税義務者本人にかかる控除	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下			43万円	
			2,400万円超 2,450万円以下			29万円	
			2,450万円超 2,500万円以下			15万円	
			2,500万円超			0円	

（※特定親族特別控除については8ページ「7. 令和8年度以降に適用される特定親族特別控除について」をご覧ください。）

納税通知書見本とその内容

◇特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税の計算の考え方



※令和6年度から、均等割額(11)と併せて森林環境税(16)が年1,000円徴収されます。(7ページ「6」参照)

㉞総所得内訳・分離所得内訳

税額の根拠となる所得の内訳です。
※「所得」とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。給与収入、公的年金等の収入については、所定の計算方法により所得を算出します。

㉟所得控除内訳

確定申告書や源泉徴収票等の内容に基づいて、各所得控除額を記載しています。一部、所得税と控除額が異なるものがあります。例) 基礎控除、扶養控除、生命保険料控除等

㉡税額控除等

所得割額から差し引く金額(4~7)を記載しています。
※ふるさと納税等の寄附金控除は寄附金控除の欄に記載しています。
※配当割・株譲渡割控除額(9)については、7ページ「5(6)配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除」をご覧ください。

㉢普通徴収納付額(期別)

㉡の「㉡差引普通徴収分税額」を納期限ごとに割り振った税額です。各納期限ごとの納付額は、いちばん右の「差引納付額」に記載されています。

㉣今年度公的年金から特別徴収される額(前半分及び後半分)

公的年金から住民税及び森林環境税が特別徴収される人は、ここに徴収月ごとの税額が記載されています。

あなたの税額を以下のとおり変更(決定)しましたので通知します。

変更事由																															
総所得内訳	給与収入	給付所得	雑所得(年金等)	事業所得(営業等・農業)	不動産所得	利子所得	配当所得	譲渡一時所得	総所得	変更前円	変更後円	増減円	所得控除内訳	雑損医療費	社会保険料	小規模企業共済等	生命保険料	地震保険料	障害者	寡婦(・)・寡夫(・)	ひとり親	勤労学生	配偶者	配偶者特別	扶養	特定親族特別	基礎控除	所得控除合計	変更前円	変更後円	増減円
分離所得内訳																															
課税標準額・所得割額																															
課税標準額																															
所得割額																															
税額控除等																															
期別	納期限	変更前税額円	変更後税額円	変更前差引税額円	変更後差引税額円	既納付額円	差引納付額円																								
公的年金の支払者(特別徴収義務者)		支払者の名称		支払者の法人番号		公的年金の種類																									
㉣今年度公的年金から特別徴収される額(前半分)				㉣今年度公的年金から特別徴収される額(後半分)				㉣来年度公的年金から特別徴収される額(前半分)																							
徴収月	変更前	変更後	徴収月	変更前	変更後	徴収月	変更前	変更後	徴収月	変更前	変更後	徴収月	変更前	変更後	徴収月	変更前	変更後														

特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更(決定)納税通知書

賦課期日氏名	
賦課期日住所	
整理番号	㉡
相当分	★

㉡整理番号

お問い合わせの際は、こちらの「整理番号」をお伝えください。

㉢口座情報

この欄に金融機関名・支店名が記載されている人は、記載の口座から引き落とされます。そのため、納付書は同封してありません。

★相当分

納税通知書の対象となる年度です。

㉣年税額

当該年度にかかる税額の総額です。

㉤給与分特別徴収税額

年税額のうち給与から差し引く税額です。

㉥年金分特別徴収税額

年税額のうち公的年金から差し引く税額です。

㉦差引普通徴収分税額

年税額のうち個人で納付する税額です。
※同じ枠内の㉣から㉥、㉦を差し引いた税額です。

□口座情報に記載がある人は口座振替による納税登録がされています。納期限の日に口座より引き落としとなります。
□口座振替及び公的年金からの特別徴収以外の人は、同封の納付書で納期限までに支払ってください。なお、納付方法・納付場所については納付書の裏面を御覧ください。

㉣年税額(10+11+13)	変更前	㉣円
	変更後	㉣円
㉤給与分特別徴収税額	変更前	㉣円
	変更後	㉣円
㉥年金分特別徴収税額	変更前	㉣円
	変更後	㉣円
㉦差引普通徴収分税額(14-15-16)	変更前	㉣円
	変更後	㉣円

○この通知書は大切に保存してください。

4 所得割税率

(1) 課税総所得、課税山林所得及び課税退職所得に対する税率表

区分	特別区民税	都民税	合計
所得割額	6%	4%	10%

(2) 分離課税の税率表

所得の種類	税率区分	課税対象金額	特別区民税	都民税
分離の土地等の短期譲渡所得	一般	金額による区分なし	5.4%	3.6%
	国や地方公共団体等に対する土地等の譲渡（軽減）		3%	2%
分離の土地等の長期譲渡所得	一般		3%	2%
	優良住宅地等の譲渡（特定）	2,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える場合	3%-12万円	2%-8万円
	所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（軽減）	6,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
6,000万円を超える場合		3%-36万円	2%-24万円	
上場株式等に係る譲渡所得等	金額による区分なし		3%	2%
一般株式等に係る譲渡所得等			3%	2%
上場株式等の配当所得等			3%	2%
先物取引に係る雑所得等			3%	2%

5 税額控除等

※以下(1)～(6)の順で控除します。

(1) 調整控除

個人の住民税と所得税の税率変更（平成19年）による負担増を調整するため、前年中の合計所得金額が2,500万円以下である人に限り、次の金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	次のイとロのいずれか小さい方の額の5%（区3%、都2%） イ 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ 合計課税所得金額
200万円超	次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（その金額が5万円を下回る場合は5万円）の5%（区3%、都2%） イ 所得税と住民税の人的控除額の差額合計額 ロ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額をいいます。

※所得税と住民税の人的控除額の差額については、詳しくは港区ホームページをご覧ください。

(2) 配当控除 ※分離課税として申告した配当については適用がありません。

国内株式等の配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額を所得割額から控除します。

種類	課税総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	証券投資信託の収益の分配	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の確定申告や給与の年末調整において所得税から控除しきれなかった場合に、次のイ、ロ、ハのいずれかをもって小さい金額を住民税の所得割額から控除します（居住年月日が平成19、20年の場合や特定増改築等の場合は適用がありません。）。

イ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

ロ 上限額97,500円（※）

ハ 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額に、所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額を加えた金額の5%（※）

※住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の合計額が8%又は10%相当額の場合で、特定の条件に該当する場合、ロの上限額は136,500円、ハの乗率は7%となります。

(4) 寄附金税額控除

一定の寄附をした場合、基本控除額を住民税の所得割額から控除します。イ（ふるさと納税等）の場合、特例控除額も住民税の所得割額から控除します。

◇対象となる寄附金

イ 都道府県、区市町村に対する寄附金（ふるさと納税）・災害義援金で一定のもの

ロ 総務大臣の承認を受けた東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部に対する寄附金（前記以外は、二に該当）

ハ 港区条例指定団体（次の二のうち、港区内に主たる事務所又は事業所を有するもの）

二 東京都内に住所のある公益法人等（都条例で定めるもの）に対する寄附金

◇住民税寄附金税額控除額の計算（基本控除額+特例控除額）

・基本控除額

特別区民税分 {（イロハの寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の額）-2,000円} ×6%

都民税分 {（イロ二の寄附金合計額と総所得金額等の30%の小さい方の額）-2,000円} ×4%

・特例控除額

イ（ふるさと納税等）のみ適用。ただし、イのうち総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は除く。

特別区民税分、都民税分それぞれ（a）（b）の小さい方の金額

（a）調整控除後の所得割額×20%

（b）（イの寄附金額-2,000円）×（下表の区分に対応する割合）×（按分：区3/5 都2/5）

【表】	課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上 195万円以下	84.895%
	195万円超 330万円以下	79.79%
	330万円超 695万円以下	69.58%
	695万円超 900万円以下	66.517%
	900万円超 1,800万円以下	56.307%
	1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%

(5) 外国税額控除

所得税の外国税額控除を受けて算出されます。

(6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

既に前年中に住民税として特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額のある配当所得や株式等の譲渡等により生じた所得を住民税で申告した場合（確定申告書の提出により住民税の申告はあったとみなされる場合も含む）、所得割額から当該配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。所得割額より控除しきれなかった金額は、均等割額へ充当又は還付します。

6 森林環境税

令和6年度から、均等割額と併せて森林環境税額が年1,000円徴収されます。森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国の税金で、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

7 令和8年度以降に適用される特定親族特別控除について

年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）である大学生年代の子等と生計を一にする人は、一定の要件を満たすと「特定親族特別控除」を受けることができますようになります。

以下、令和8年度以降の住民税に適用される特定親族特別控除についての説明となります。

(1) 対象者

令和7年12月31日時点で次のすべてに当てはまる親族と生計を一にしている人が対象となります。

- ・年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）
- ・合計所得金額が58万超、123万円以下
- ・配偶者や青色・白色専従者ではない

※合計所得金額が58万円以下である大学生年代の子等と生計を一にする人は、今までどおり特定扶養控除を受けることができます。

(2) 特定親族特別控除の控除額

親族の合計所得金額に応じて次のとおり控除されます。

親族の合計所得金額		控除額
58万円超	85万円以下	45万円
85万円超	90万円以下	
90万円超	95万円以下	
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

◇納付方法

(1) 窓口納付（銀行・郵便局等）、(2) コンビニ納付（30万円以下）、(3) 口座振替^{※1}、(4) スマホアプリ（30万円以下）での納付のいずれかの方法で納めていただきます。

※1 手続き方法は以下を参照してください。

※2 詳細は港区ホームページをご確認ください。

◇普通徴収の納税は、口座振替が便利です！

手続き方法

(1) 依頼書で申し込む場合

・複写式の依頼書が、税務課・各地区総合支所区民課にあります（郵送をご希望の方は、税務係からお送りしますのでご連絡ください）。ご記入・押印後、指定口座のある金融機関へ直接提出してください。

・港区ホームページから、ダウンロード専用の依頼書を印刷できます。ご記入・押印後、税務係へ提出してください。

(2) キャッシュカードで申し込む場合

・口座名義人本人が、各地区総合支所の窓口で、専用端末にキャッシュカードを通し暗証番号を入力することで、申し込むことができます（登録できるカード、持ち物の詳細については港区ホームページをご確認ください）。

(3) Web口座振替受付サービスで申し込む場合

・パソコン、スマートフォンからインターネットを利用したWeb口座振替受付サービスで申し込むことができます。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

手続き期限

	1期	2期	3期	4期
1 口座振替依頼書による申込期限※	5月10日	7月10日	9月10日	12月10日
2 キャッシュカード 3 Web口座振替受付サービスによる申込期限※	6月10日	8月10日	10月10日	1月10日

※土日祝日にあたる場合は前営業日になります。

◇出国・海外転勤等になる人は、納税管理人の届け出をお忘れなく！
口座振替、納税管理人に関することは税務係まで連絡してください。

☎03-3578-2111（代表） 内線 2586～2591

個人の住民税の計算に関することは、
課税係までお問い合わせください。

☎03-3578-2111（代表）

内線2593～2598、2600～2608

港区ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

暮らし・手続き

税金

